



書 調 人 本

(この調書は、第10回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事件の表示	平成21年(ワ)第47553号, 平成23年(ワ)第10874号
期日	平成24年2月14日 午後1時30分
氏名	明日香壽川
年齢	52歳
住所	[REDACTED]
宣誓その他の状況	裁判長(官)は、宣誓の趣旨を説明し、本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

陳 述 の 要 領

別紙反訳書のとおり

以上

被告ら代理人（溝内）

乙第8号証、乙第11号証及び乙第17号証を示す

これらの陳述書はあなたが私に話した内容をそのまま書面にしたものということでしょうか。

はい。

あなたは内容に間違いがないことを確認した上で押印されましたか。

はい。

訂正することはありますか。

いや、ないです。

乙第1号証を示す

この地球温暖化懐疑論批判という書籍、これからちょっとこれを本件書籍と呼ばせていただきますけれども、こちら明日香先生が執筆者としてかかわってこの本件書籍を作成された目的はどういったものですか。

ちまたに温暖化していない、温暖化したほうがいい、CO₂は関係ないといったような議論がありまして、それに対しておかしいですよということを伝えたいために本をつくりました。もともとは先ほどもお話があつてますように私がインターネットで公開したものですし、その前は槌田先生との学会での討論というのが最初になったと思います。ですが槌田先生みたいなことをおっしゃってる方というのはほかにもいらっしゃいますので、一遍にかつまだよくわかってない誤解のあるところをわかりやすく書こうと思って、それで伝えようと思いましてその本を書きました。

この本件書籍の冒頭、先ほど来話題になっておりますVページを示します。初めにという部分のVページに9項目の特徴と言われているものが記載されていますけれども、この部分はどのような考えに基づいて記載されたものですか。

それまではどちらかというと、専門関係という言葉はよくないかもしれませんが、個別の議論に対して反論していたということです。ですがこういう初めにというところでもうちょっと総括的な文章を入れたほうがいいんじゃないかということで、このような初めにというものを入れました。

日本だけではなくて、日本あるいは世界に存在している懐疑論的な考え方の一般的な傾向みたいなものを例示したってことでしょうか。

そうですね。懐疑論に関しては日本よりもアメリカなり欧州のほうがより歴史はあるというんでしょうか、いろんな議論がありますので、それも含めて世の中にある一般的な懐疑的な議論を類型化したという意義があるかと思います。

この9項目の特徴というのは特定の個人を念頭に置いた記載ですか。

いや、懐疑論の類型化なので特定の個人ということではないです。ですがそこはいろいろ受けとめ方はあるのかとは思いますが。

では、9項目の特徴の具体例について科学的な話にあまり入り込まない限度で教えていただきたいんですが、まず1つ目の特徴、既存の知見や観測データを誤解あるいは曲解しているということが書かれてますけれども、これの具体例としてはどういうものがありますか。

その書籍にはいろいろ書いてあるんですが、あと先ほど出てきましたように時間、空間的という話もあるかと思いますが、例えば温暖化していないという議論はありますが、していますし、例えば日本は温暖化していないという議論のときには先生は空間的な間違いを及ぼしてますね。日本は温暖化しないかもしれませんが、ほかのところは温暖化してると。なのでちょっと先走った話をしますけれど、空間的スケール云々というのはそういう話です。時間も同じです。

じゃあちょっと1つずついきましょうか。そうするとまずは既存の知見や観

測データを誤解あるいは曲解しているというのの具体例としては、先ほどおっしゃったそもそも温暖化なんてしていないんだという議論があるけれどもということですかね。

そうです。ちょっと補足しますが、そもそも例えばIPCCでは全球のデータを出しているんですけど、陸域のデータだけを見て温暖化していないんじゃないかという議論がありますし、単純にデータをちゃんと見ていないと、理解していないという意味で書きました。

それから次の特徴としまして、上から4つ目の特徴としまして定量的評価が進んできている事項に対して定性的にとどまる言説を持ち出して否定するという具体例としてはどういったものがありますか。

陳述書では水蒸気を書いたかもしれないんですけど、水蒸気はややこしいのでもう少し簡単な話をさせていただきます。例えばヒートアイランドはそうだと思うんですね。ヒートアイランドは確かに都市の温暖化を進めているのは確かなんですけど、ヒートアイランドがどの程度温暖化を進めているかってのはある程度わかってるんですね。それを引いてじゃあヒートアイランド以外の温暖化はどうかという議論をしてるんですけど、ヒートアイランドを入れてないというただその定性的な議論だけですべての議論がおかしいというような異論はおかしいですよということを言いたいと思いました。

それから先ほどちょっとお話しになりかけました時間的、空間的なスケールって話ですけども、まずじゃあちょっと時間的なスケールのほうにつきまして具体例を教えてくださいませんか。

ある一時期が、我々は基本的に過去100年、産業革命以降の温度上昇かつこれから100年、200年の温度上昇を問題にしています。過去において例えば一時期温暖化していなかった、寒冷化している、例えば1950年、60年のときにはあんまり温暖化していなかった

です。ですがそのときに温暖化していなかったから温暖化がこれか
らもしないかつ温暖化問題がうそだというのはおかしいと思います。
そこは時間的な問題だと思います。ある一時期だけを取り出してすべ
ての時期に同じような議論を当てはめるというのはおかしいというこ
とです。あとそのときに寒冷化した理由も、SOXやNOXなり煤煙
なりそういうものが非常に増えたというようにはわかっていますので、
そういうすべて理由はついてるんですけども、そういうのを無視して
るということもあるかと思います。

その時間的なスケールのところについて先ほど樋田さんのお話というか考え
をお聞きになってたと思うんですが、それについて何かご意見等があります
か。

多分また違う時間的な問題だと思いますけれど、寒冷化のお話をなさ
っていたと思います。私の知る限りミランコビッチサイクルというの
があって、それで寒冷化が起こるという議論があるんですけど、そ
れの大体周期というのは数万年というふうに言われてると思います。
樋田さんは多分違うというふうにおっしゃってはいると思うんですが、
その数万というのは多分科学者のコンセンサスだと私は理解していま
す。

では今度は空間的なスケールについて先ほどちょっとお話しされかけまし
たが、空間的なスケールを取り違えてるという具体例は何かありますか。

だから基本的に一部のところが寒くなっているからといってすべてが
温かくなっていないという、これは三段論法なんですけれど、議論は
おかしいんじゃないかということです。

あとは特徴の1つとして温暖化対策に対する取り決めの内容を理解してい
ないというような特徴も挙げられておりますけれども、これの具体例として
はどういうものがありますか。

そこはある意味では社会科的な、それこそ国の法律がどうだこうだという話みたいなものになりますので、価値観なり個人的な評価というのは入ると思います。京都議定書に関しては、槌田さんは京都議定書に関してはどう言ってるかあんまり理解してはいないんですけど、ほかの方は京都議定書は不平等条約だというようなことを言っている方も多いかと思います。私個人的にはそうではないと思ってますし、その理由はこれに書いたつもりです。ですがそれに対して議論はあるかと思いますが、少なくとも、長くなるかもしれませんが、もう一度少し、例えば日本の何パーセント削減しなきゃいけないといううちの内訳がどうなっていてとか、そういう数字を理解してもうちちょっと京都議定書おかしいということを使う方が増えるといいなと思ってます。

それから最後の特徴として三段論法の間違いなどロジックとしての誤謬があるという特徴を挙げられておりますが、これの具体例は何かございますでしょうか。

先ほどの時間的、空間的な話と全く同じでして、そういう意味ではこの9項目ってのはあまり、ダブってるところがあって、今から考えるともうちょっとスリムにできればよかったかなとは思ってはいます。単純に一部がこうだからすべてがこうだというような議論は三段論法として間違っていると思いますし、そういう意味で書きました。

先ほどの話とかぶってしまうかもしれませんが、具体的にいうと、温暖化は世界の気温が上がることで、どっか一部だけを取り上げて批判するということなんですかね。

そうですね。温暖化は温度が上がることだ、日本は最近寒い、だから温暖化はうそだというような議論は結構ちまたには、一般の人はそういうふうに考えがちなところはあるかと思いますが。

この幾つか具体例を教えてくださいましたけれども、結局のところきちんと根拠があつてこういう9項目の特徴を記載したということですか。

はい。自分ではそのつもりであります。

既にインターネット上で明日香先生のコメントというものを発表されていて、それが最終的にこの乙第1号証みたいな形で出されるに至った経緯というのをちょっと教えていただけますか。

もともとのおきっかけは樋田さんがおっしゃったように学会で私がたまたま討論、なぜ私が討論者になったのかよくわかんなかったんですが、こういう議論は好きなんじゃないかということで、あともともと理系だったということもあったかもしれませんが、だれかが樋田先生の討論者に私を割り当てまして、そこでいろいろ自分でも勉強して議論をし始めたというのがきっかけです。樋田先生がおっしゃったように、何年かは覚えてないんですが、もうかなり昔なのかなと思っています。それ以降私自身でもいろいろ勉強しましたし、やはりこのちまたにいろいろ誤解なり間違いがあるので、それに関しては何らかの科学者の責任として対応するべきだというふうに思いました。最初は一人で書いていたんですが、ほかにも賛同する人がいまして、その人たちと一緒に書くようになったという次第です。

その後最後に東京大学IR3Sというところからこの冊子というか書籍になって発行されるわけですが、その段階の経緯というのはどういう経緯なんですかね。

皆さん東京大学というのにこだわってるみたいなんですけれど、正直ちょっとそれは違和感があります。別に東北大学だって頑張ってると思いますし、東北大学から出したらまた違ったのかなというような気がします。それはそれでまた東北大学に対する名誉棄損かもしれませんが。それは置いとしまして、せっかくこういうのをつくったので

出版したいなとは思ってはいました。そのときにちょうどこういう話があったので、じゃあそうしましょうという、非常にシンプルな話です。そのときに個人的には、個人的といったら変な言い方ですけど、東京大学の権力なり権威を使ってというのははっきりいって意識はしませんでした。じゃあ東京大学から本を出すときにすべてそういう経費を、経費になるからそれを利用して、または悪用してそういうふうな東京大学から本を出してもらうということを研究者は、学者は考えなきゃいけないのかと言われるとどうかなと思います。

具体的に東京大学からなのか I R 3 S からなのかちょっとよくわかりませんが、どういう話があったんですかね。

我々がこういう議論してるのは住先生も知ってましたし、住先生もいろんな人がこういう分野の人はみんな知っていたと思います。で、実物を持ってましたので、こういうものを活字にして出さないかという話があったということです。

乙第1号証の表紙にも何名かの先生方の名前がありまして、表紙開きますとその中にも同じ方たちですけども、何名かお名前が挙がってるんですが、この乙第1号証を書いた人というのはだれってことになりますか。

ここに書いてある名前の人たちだと思いますし、樋田さんがそこまで、我々が共著だってことをずっとずっと言ってるんですけど、代表者を言わないとけしからんというのはよくわかりません。すべての本でも論文でも共著というものはありますし、共著ですとここに書いてありますので、それで何かこう1人名前を挙げないとけしからんというような議論というのは、すみません、ちょっとよくわからないというのが正直なところです。もっと名前を大きくすればよかったのかもかもしれませんけど、ちなみにかなり大きく名前は書いたつもりではあります。

最後に何かおっしゃっておきたいことございますか。

いろいろ議論がこの分野、科学というのはもちろん議論があるのは重要だと思いますし、議論によって科学が進むこともあるかと思えます。異端なり異論というのがあるのも否定しませんし、異論が悪いとは私も全然思っていないです。ですが異論がすべて正しいということではありませんし、異論だから取り上げなきゃいけないということでもないと思うんですね。やはりその異論の中身次第だと思いますし、また、いかんせんそこも三段論法なんですけれど、異論は常に正しいんだったら異論は取り上げなきゃいけないんですが、異論は常に正しくはないので、そういう意味でも三段論法は間違っているのかなとは思っています。ちょっと話を戻しますが、私も日本だけではなく海外の懐疑論の議論もずっとずっとネットなり本などで見ていて、日本とアメリカとまた中国にも懐疑論者は結構いるんですけど、いろいろ見ておもしろいなと思います。アメリカの場合は非常に成熟化されてますし、バックにいろんな企業がついてる場合が多いと。日本の場合は多分そういうことはあんまりないんですけど、変な意味で、変な意味というか残念な形で、原発問題と温暖化問題がくっついてしまってるような誤解があるのかなとは思っています。ちょっとこれは、これも私の個人的な意見なんでついでに申し上げるんですけど、よく温暖化対策推進というのは原発推進のためにやっているんだという議論があるんですが、もちろんそういうことをやってる人もいますけれど、私も含めて私の知ってる限りで温暖化対策の推進をまじめにやってる人たちというのは原発に対してはかなりネガティブな人がほとんどです。私も原発投票、原発反対だという住民投票のあるやつをこの前やったばかりですし、言いたいのはそういう人はいるけれどすべてじゃないと。まさにこれも三段論法の間違いで、温暖化対策推進は原発推進

だと、だから温暖化対策はおかしいというのもまさに、温暖化対策推進を言ってる人はすべて原発推進だったらその三段論法は正しいんですけど、実際そうではないと。そこで非常に残念な形で反原発と温暖化懐疑論がくっついてしまっているのが日本のこの議論、状況なのかなと。そこは我々がちゃんと説明しなかったこともありますし、ある意味では原発に関してははっきり原発反対だというのは温暖化の議論とは別にしておかなかったのが問題なのかもしれませんけれど、その問題と温暖化の問題をくっつけて議論している状況というのは非常に不幸な状況かなと思います。

先生がこの乙第1号証の書籍を作成したのはまさにそれが公益につながるからであるという考えでしょうか。

もちろんその公益というものをどう考えるかだと思うんですね。結局コストとベネフィットでだれがベネフィットを、だれがコストを払うかという話になるかと思います。私は温暖化の懐疑論の方にも言いたいんですけど、よく日本は温度が下がっていると、かつ日本はどうだという議論があるんですけど、温暖化とは世界の温暖化の問題なんですね。例えば平均気温2度上がるというふうなときに、例えばアフリカは3度ぐらい上がると、1.5倍ぐらい上がると言われています。場所によって違います。私、温暖化問題の国際交渉の場とかによく行くんですけど、逆にそこではアフリカの人たちに、日本は何で京都議定書の第2約束期間を支持しないのかと。温暖化対策を支持しないのかと。それはあなたたちは我々に対してホロコーストをやっているのと同じだというふうに彼らは言うんですね。そういう国際交渉でのアフリカの人たちとか諸島諸国の人たちに我々が批判されている雰囲気とか状況というのを、できればこの日本において温暖化懐疑論を議論してる人たちにもわかってほしいと。だから少なくとも我々が

言ってるのは日本だけの問題じゃなくて世界の問題であると。日本が別に温暖化しなくても世界が温暖化したら世界にとっては非常に大きな問題であると。逆に日本は、すみません、ちょっと長くなりましたけれど、国策で温暖化対策をやっているというふうに槌田さん思っているかもしれないですけど、そんなことは全然なくて、そういうふうに言ってる人はいますけれど実際やっているのは温暖化対策はそれほど熱心な国ではないです、国際的には。それだからこそ批判されていますし、京都議定書の第2約束期間を例えば支持しなかった国というのは194カ国中、日本、ロシア、カナダ、アメリカだけです。だから圧倒的に世界から見れば温暖化対策に全然不熱心な国だというふうなレッテルを張られてるのは日本だと思います。だからその国策だというふうに、日本政府が頑張っているというふうに思っているのも誤解なんですけれど、なかなか誤解が解けないってのが今の現状かと思います。

被告ら代理人（清水）

乙第1号証を示す

これはこの表紙に書いてある10名の学者がそれぞれ担当してお書きになったでいいですか。

それぞれ担当というのはちょっとわからないんですが、私の名前が書いてあるところは基本的に私が書きました。ほかの人はあんまりかわってはいないです。第3章のどちらかというと自然科学的議論というのはみんなで書きましたので共著ということになっています。それは中にちゃんと書いてあるつもりです。

そういういろいろ濃淡はあったとしても、この10名の方でお書きになったということでもいいんですね。

そうですね。

この10名の人に書いてもらおうと言い出したのはだれなんですか。

書いてもらうというか、ある意味では私が声をかけて、順番をもうちょっと言いますと、先ほどもともと環境経済・政策学会では私と槌田先生の話だったんですね。その後高千穂大学で槌田先生が今度公開討論会をしましょうというようにおっしゃって、私はいと言ってしまったので、私ははっきりいってそのときは社会科学経済の専門なので自然科学のところはわからないと。なのでほかの先生に少しサポートしてくださいということで、そこに書いてある江守さんなり河宮さんという方に声をかけて、その高千穂大学の討論会に関しては、私が基本的にしゃべったんですけど、自然科学に関する槌田さんの議論に関してのこういう点でおかしいんじゃないですかということを始めました。それがきっかけになって何人かの研究者が自分はこのところ専門だからこういうところの議論だったらこういう形で反論できますよとか、あと似たようなこういう懐疑論に対して反論してる人たちもいたので、そういった人がちよっとう自然に集まってその10人になったという状況です。

これ発行について小宮山先生とか濱田先生が指示をされたということは全くないんですか。

それは全然、濱田先生は多分全然知らなかったし、とぼっちりだと思えますし、小宮山さんは多分我々がこういうことをやってるのを知っていたので、それを何らかの形で書物みたいな形で出したほうがいいんじゃないかというように思ってるのは確かだと思います。

内容をこういう内容で書けとか、そういう指示は全くないんですね。

それはないですね。

先ほど原告の槌田先生がいろいろ自分の考えをお述べになったのを聞いておられたと思うんですけど、お互いに学者ですから学問的な論争をすること自

体はやぶさかじゃないですよ。

はい。

今あなたは樋田先生が先ほどおっしゃったようなことを反論でやってもらえば、それに対して学問的に反論するという気持ちはおありですか。

ありますし、やったつもりですし、やってるつもりではあります。
これからかもしれないというつもりでおられる。

はい。

原告本人

先ほど話された9項目のうちの5項目ですね。1項目、4項目、7項目、8項目、9項目について意見を述べられたのですが、どれも原告には関係のない問題ですね。

だからそういう意味では樋田さんを特定して9項目は議論したものでないです。

だから特定してじゃなくてね、今その話された内容は原告には関係ないんですよ。その内容はね、例えばいろんなことをおっしゃいましたが、ヒートアイランドの問題だとかいろんなことおっしゃったんですが、不平等条約だとかいろいろおっしゃったけども、原告そんなこと議論したことありませんもんね。だから原告の話じゃないんですよ。

京都議定書に関しては樋田さん何か議論してませんでしたっけ。
要するに何が言いたかったんですか。一体何が言いたくてそんなことをおっしゃったのかさっぱりわからなかった。これは裁判なのです。原告が東京大学を不法行為だと訴えてるわけです。名誉棄損で人身攻撃してるとね。

裁判長

ちょっと待ってくださいね。質問は要するに先ほど主尋問で地球温暖化懷疑論についてこの9項目に関連しておっしゃった内容の中で、原告に当てはまる例がありましたでしょうかという質問です。

例えば京都議定書に関しては植田先生いろいろ議論していらっしゃったと僕は思ってたんですが、してませんでしたっけ。

原告本人

京都議定書。そんなこと議論なんかしてませんよ。思ってたんじゃないんですかね、そういうふうね。

そうですね、それは誤解かもしれないですけど。

思い込んでらっしゃるのは困りますが。とにかく原告に関係のない問題ばかりです。要するにここは裁判で、原告が東京大学及びあなた方を被告として訴えてるわけです。京都議定書は私は議論してません。それからもう一つ、次行きます。次は三段論法という言葉がやたらと出たのですが、何が三段論法なのかさっぱり理解できないんですが。例えば原発推進と三段論法って一体何ですか。

多分。

多分じゃないです。多分じゃなくて原発推進と何とかで三段論法とおっしゃった。

多分というのは植田先生。

多分じゃなくて。

すみません、多分とは口癖なんです。私の理解する原発反対の人が温暖化対策に対して懐疑的な理由というのは、温暖化対策推進者というのは原発推進のためにやっているというような前提で、だから温暖化対策推進というのは原発推進のためでけしからんというようなロジックで考えてる人が日本には多いんじゃないかというのが私の感覚です。それは誤解なんじゃないのかなと。そうじゃなかったら私の誤解かもしれないですね。

私はそんなこと言った覚えありませんが。

すいません、それは私が。

原告に関係ない話ですね。

でも原発の話とこの問題をかなりくっつけて議論していると、陳述書とか見るとそういうように見たんですが。例えば異説、異端、異論を排除することが原発事故につながったというのもそういうことなのかなと私は理解しましたけど。

してますよ、そりゃあ。してますけども、原発推進者が温暖化説だなんて言った覚えありませんよ。だからそういう意味で原告と関係ないことですね。それからもう一つ、三段論法って盛んにおっしゃいましたけど、何が大前提で何が小前提で何が結論ですか。その原発推進問題で。

大前提というのは、原発は温暖化対策の一つであると。で、温暖化対策推進者はそういう意味で原発を推進しようとしていると。だから。裏返して言うただけですね。大前提と小前提は裏返して言っちゃだめですよ。

いや、すみません私わからないです、そこら辺は。

わかりませんか。なら結構です、もうその話は。あなたは三段論法を御存じないようで。

いや、そうでもないと思います。

それじゃあ本題に入ります。つまり最初まず明日香さんが書物、地球温暖化懐疑論批判にどういう役割を果たしたかという点で質問するわけですが、その質問の中でまずはですが、コメント1だとかコメント2、0、このあたりは学術討論が目的ですね。

はい。

原告もそういうように理解いたします。その次にコメント2、4は悪口雑言がありますね。

その悪口雑言というのをどう認識するかは人次第だと思いますが。

例えば9ページには明日香被告自身が言ってることですが、私に対して被害妄想と自信過剰なんて言葉書いておられますが。

被害妄想、その言葉、言い方は言い過ぎたかもしれませんが。そ

うですね、はい、そう書きました。

それが科学論争に関係あるんですか。

いや、だから論争のときにはそういう言葉が出るケースもあるかと思
いますけれど。人間ですの。

その次行きますね。やはり名なしのゴンベえさんですけども、名前がだれだ
かわかない後書き書いた人ですけども。いろいろ足を引っ張るとかいろん
なことを書きますね、その30ページあたりのところでね。こういうのも足を
引っ張るなんてことは科学論争と関係ないですよ。

そこは特に科学論争のことを言っているわけではなくて、懐疑論の人
たちが社会にどういふ影響を与えてるかに関して自分の考えを述べた
ところです。

それで、なぜこれを私に送らないんですか。私を批判してることは明らかな
のに。ちゃんと私の名前が一番最初に書いてあって、それでずっと書いてる
んだから。原告になぜ送らないんですか。

何でといわれたら忘れてましたというのが正直なところです。あとは
面倒くさかったというのもありますし、あとインターネットでダウン
ロードできるのでいいかなと思ったところです。

甲第7号証の5を示す

コメントの3.0ってやつですけども、これは明日香さんだけの編集ですか。

すみません、3.0を正確に全部覚えて。

だから住さんも入ってるんですか、編集に。

さっき住さんは入ってるようなことをおっしゃってたと思いますけれ
ど、入ってはいないと思ってますし、住さんは入ってないです。

それでは次行きますね。これには2.4から追加された言葉があるんですが、
Our missionというのと9項目の特徴、これだれが書いたんです

か。

みんなで書きました。

じゃあ住さんの責任じゃないわけですね。

ではないですね。

その次行きますね。このコメント3.0というのは、ページの上に表題だけついてまして、何も書いてない部分、白紙のページがあるんですよね。4ページ。どうしてなんですか。

正直はつきりいって覚えてないんですが、特に深い意味はなくて、何か槌田先生の書いた求職明書ですか、あれだと何かこう裏に陰謀があるみたいなんですが、ただ単純に書き忘れたか、そういうような。だからただたまたま白紙があっただけだと思います。特に深い意味はないと思いますけど。

こういう紛らわしいことがされてるわけですけども、じゃあ次行きましょう、時間ありませんから。そこでこのコメント、明日香さんのコメントですね。それをコメント3.0として5月に印刷されたわけですね。それからインターネットに出されたんでしょうけど。

多分そうだと思います。

それでこのほかに東大の書物を出されるわけですけども、どうして同じようなものを二度出したんですか。

出版するのとネットで出すのはまた違うんじゃないでしょうか。という意味じゃなくてですか。

東大のもネットで出されたでしょう。

いや、でも冊子で出すのとネットはやはり違うかと思いますが。

そうですか。変わってないと、こうおっしゃるわけですか。

中身がということですか。

中身がじゃなくて。そういうことをする行為自体が。要するに明日香さんの

コメントとして5月に発行することと、10月に東京大学の名前で発行することと、違いはないとおっしゃるんですか。

いや、違いはあると思いますけれど。

何が違うんですか。

冊子は違いますし、もちろんおっしゃりたいことはわかりますけれど、東京大学の何々ので出したということはわかりますので、それを見れば、中身は違うと思いますけれど。

東京大学の名前で出すことの影響力が違うわけですね。つまり明日香コメントですと私人の明日香さんが書いている、ブログに出した、pdfで印刷もできる、そういうものだということと、東京大学が本を出したというのは違いますよね、明らかに。何を期待して東大の本を出そうとしたんですか。

別に東大は期待してなくて、東北大でもよかったですし、岩波書店でもどこでもよかったです。

東北大でもいいですよ、何でもいいですけど、どっかの大学で、だけでも特に東京大学で大きい効果ですね。例えば岩手大学で、やっぱり小さい大学で、あなたは東京大学でというのはあなたの大学だから出すのは楽でしょうけども、しかし東京大学でというのは非常に大きいんですけれどね。東京大学での効果、影響と言ってもいいかもしれません。それであなたは何を期待されたんですか。

だからさっきも言いましたように別に影響はそれほどは期待しませんでした。だから東大だから東北大だから岩波だから効果が違うというのはあんまり認識しませんでした。

効果は違うでしょう、随分。東京大学がというのは、これは読む人にとって大きな影響を与えますよ。それは影響を与えるとは思わなかったということですか。

だからそこは私と槌田先生の認識の違いかもしれません。東大で何ぼ

ということもありますし、かつそれとは関係なくある意味では世界の学会がある意味でオフィシャルにこういうものを出していますので、別に東大が出したからといって、それは世界的には全然意義はないです。日本においては槌田先生がおっしゃることはわかりますし、東大神話みたいなものがあるのかもしれませんが。ですが私は特にそこは考えませんでした。

確かに東大神話ってのはありますよね。それでは次行きます。東大の配布能力もありますね。

それはどうでしょうかね。

東大はどういう配布なさったんですか。

東大のたしかサステナという雑誌を出してるんですけど、そこで出し、配ってるような人たちに配ったんだということだと思います。だから東京大学の配布ルートってのがあるんですよ。それで各大学の学部事務室、教室事務室、そういうところにまとめてどっさり送られてるんですね。要するにまずはそういう能力ってのはほかの出版ではまねできませんよね。

そうかもしれないですね。

じゃあ次行きます。小宮山さんとの関係、第二番目の点です。そちらに回ってるとは思いますけど、尋問事項というの。それ読んできてらっしゃると思いますが、小宮山被告との事実関係がどうだったかをこれからお聞きします。それはまず小宮山学長との面識はないということを乙第11号証でおっしゃってますね。

はい。

そのとおりですね。

面識って、どっかの学会ですれ違ったり何かあったことはあるかもしれ

れませんけれど、このことに関して話したという意味ではないです。

小宮山談話は知らないとおっしゃってますね。乙第17号証ですけど。

そのときにつくるときには知りませんでした。

後で小宮山談話の存在を知ったわけですね。

はい。

いつ知ったのですか。

正確には覚えていないですが、多分その小宮山さんの談話があつてかなりたってからだと思います。

何月ごろですか。

ちょっと覚えてないです。

5月よりも後ですか、先ですか。

出版よりもたしか・・・出版が決まってから。

出版つてのは5月のほうですか。コメントのほうです。コメントが5月に印刷されてますよね。

はい。

コメントの5月の印刷より前ですか、後ですか。

後だと思います。かつその3. 0ですか、そのときには既にもう本の体裁というんでしょうかね、なるべく近づけたものをたしか出したつもりなので、そういう意味でミッションとかそういうのも入ってたと思います。先ほど1ページ抜けてたというのをさっき私も見ましたけれど、多分あれは僕のプリンタのミスだと思います。

それで小宮山談話には明日香さんの役割が書いてあるんですよね。

はい。

ということは当事者が知らないうちに書かれちゃったわけですね。

そうですね。

別の言い方すると操られてたという悪い言い方もありますけども、そういったのも始まらないかもしれませんが。

そうですね。

じゃあ次行きますね。ここで小宮山さんが乙第10号証で打ちどめをするってどういうことかということに対してお答えになってるんですけども、議論により決着を図ると言う意味だと答えてらっしゃいますね。議論により決着をはかるというのは意味不明の言葉なんですよ。そこでそれをどのように考えるかという、懐疑論者と議論することで決着をはかるということなのか、東京大学が議論することで決着をはかるという意味か、またほかにあるかもしれませんけど、この2つしか私には考えられませんが、どちらですか。

すみません、2番目は東京大学がと。

議論することで決着する。東京大学で起きたから東京大学が大事なわけですよ。

でも多分小宮山さんがおっしゃったのを、僕が小宮山さんのを付度するしかないんですが、小宮山さんがおっしゃったのは東京大学云々というよりも議論をちゃんとやると。その議論でどちらが正しいか正しくないかをある程度はつきりさせるという意味だったと思います。

要するに議論することで決着をはかるという意味だと。

そうですね。

そうだとしますと、それから後議論がなければならないのです。議論を呼びかける提案をしましたか、懐疑論者に、あなたは。

いや、その議論ってのはその提案をしなきゃいけないから議論にならないってのもちょっとよくわからないんですけど、多分提案をしなきゃ議論が始まらないってことでも普通はないと思いますが。

そうですかね。議論というのは提案することで始まるんですけど。その次に議論のためには現物を送らなきゃいけませんね。送るように提案しましたか。

だから先ほども、繰り返しの話になりますけれど、送ってないですが、多分この世の中ホームページでダウンロードできるので、それはいつでもそれぞれの方が入手できるのかなと思いました。

原告側は、私はですけども、東京大学に対して濱田学長に対して書物を送ってくださいと言ったんですよ。無視されて。要するに東京大学側は議論する気なかなかったわけですね。議論する気だったら送りますよ、そりゃあ当然。

いや、そういうことではなくて多分ダウンロードしてくださいという
ようなことを。

そんなこと書いてもありませんよ。

私のその経過は知らないんですけど、別に郵送で送らないと議論
を始めないというのも逆におかしいかと思います。もし重要なことで
あって議論するべきだと榎田先生なりが思ったら、そこで議論が始ま
る。

だから議論したいからよこせと言ったんです。

だからダウンロードできますよってことだと思います。

無視されましたけど。要するに小宮山さんが最初の提案というのはよくわ
からないんですよ、何を言いたいのか。そういう意味でね。要するに打ちどめ
にしたいというのを聞いたら議論により決着をはかるという言葉にかえられ
るし、その前に表題はまた違う表題だし、ともかくああ言われりゃあこう言
う、こう言われりゃあああ言うという形に小宮山さんの発言がなってるわけ
ですよ。つまりなぜそんなことになるのかといったら、そんなことが目的じ
ゃないからでしょう。

そこはわからないです。

小宮山さんの話は推測の議論になりますからこの程度にしましょう。次は3
番目ですけど、住被告との事実関係についてお尋ねします。住被告との面識
というのはいつからですか。

かなり前から。

そしてコメント3、0を発行するということについては、どちらが提案され

たんですか。東大が関与するのです。コメント3.0に東大が関与するという
ことについては明日香さん側が提案したのか、それとも住さん側が提案し
たのか、どちらですか。

だから関与ってのはわかりませんけれど。

関与してるでしょう。

だから東大から出すという話もありましたし、じゃあお願いしますと
いう経緯はあります。ですがかつ3.0というのは多分本に出す前の
1つ前のバージョンで自分たちとしてはある程度本に出す、ほぼ完成
形に近いものを本に出す前にネットで出したということだと思います。

裁判長

今のご質問はコメント3.0について東大が関与してるという前提でのご質
問。その認識は、被告の認識は、コメント3.0そのものに東大が関与し
てるって認識があるんですか。

その関与してるという定義がよくわからないんですが。

じゃあ関与してるということの意味を明確に。

原告本人

書き込んでます。

裁判長

甲第7号証の5を示す

それで東大が書き込んでるというのはどこですか。甲7の5のページ。

原告本人

7の5に白紙の部分があるんですが、ここのところはちょうどちょうど甲の7
では住さんの発言の部分が消えてるわけですが、Our missionと
いうものはこれはどう見ても東大が書いたものだ理解されるわけですね。

Our missionは僕が書きました。

裁判長

白紙になってる部分は、甲7の文献のほうのⅡページとⅢページが白紙になってるのではないかと。

だから白紙になってるのは多分、白紙のまま僕がネットに出したとしたら多分僕のミスだと思います。だから特に。

白紙になってしまったのはミスだということなんです、予定としては住さんの書かれた創刊に当たってというところと、その次のページのOur mission、これの入るはずのところが白紙になったんじゃないんですかという質問なんです。

いや、特にそういうものはなくて、それぞれ各章ごとに白紙を入れた、多分私はそっちのが見やすいかなと思って白紙を一枚紙で入れたんだと思います。

じゃあ今被告としてはこのコメントVer. 3. 0については東大の、例えば住先生が書かれたような部分というのは全く入っていないという認識なんですか。

入ってないですね。Our missionも私が書きました、たしか。

こちらのVer. 3. 0のほうのOur missionは被告が書かれたと。

はい。

白紙のところはあくまで白紙で。

そうです。たしかそうだった。

原告本人

わかりました。Our missionをだれが書いたかわかったので一つ話は進んだのですが、実はそここのところに入る文章は住明正さんの5月14日の創刊に当たってという文章の部分なんです。5月14日といいますと、コメント3. 0が5月21日に出されていますからね。それより前に書かれ

たものです。要するにそういうことでこれが入ろうとしたのだけでも、しかしIR3S/TIGS叢書の創刊に当たってというのではまずいから削ったのじゃないんですか。

いや、そういうことではないです。

ないと言われてそれ以上くどく質問しても仕方ありませんので、やめます。次は気象学会での住さんの発言ですが、これは非常に重要な問題なので質問させていただきますけれども。

甲第19号証を示す

これは気象学会の評議委員会の議事要綱です、概要ですけれども。ここで気象学会もこの地球温暖化問題で何か動きをすべきだという意見があったわけですね、出たわけです。それに対してそんなことは気象学会としてすべきでないという意見も出まして、それが議論されてる様子がよくわかるのですけれども。住さんは気象学会でそんなことすべきでないという側から、東大での経験らしきもとを通じて発言されてるんですね。例えば温暖化に関する懐疑論に関しても、明日香さんたちの非常によくまとめたホームページ、これはコメントですよ、が存在する。印刷してもっと配布しようと考えてる。もっと配布しようと考えてると積極的に住さんがおっしゃってるわけです。34ページです。要するに積極的なんですよ、極めて、発言がね。つまりそういうことがあったので先ほどの質問になるわけです。要するにコメントですよ、ホームページというのは。明日香さんのコメントです。明日香さんのコメントを東大が、または住さんが非常によくできてると思って、印刷してもっと配布しようと考えているとおっしゃってるわけですよ。だからあの3.0に住さんが関与したのかという質問になるわけなんです。

いや、特に中身に関しては関与してないです。

中身じゃなくて配布です。印刷です。

3.0ってのはネットで配布したやつですよ。だから。

非常によくまとめたホームページって、何か3.0のことですよ。

だからそれはネットですよ。だから配布とは関係ないですよ。

配布しようと考えてるんですよ。

だから本として配布しようとしたこと、既に実際配布してますので、

そういう意味で言ったんだと思いますが。

そこでその次のところです、しかし組織としてそういう意思決定、価値観を伴うような決定をするのは問題があるので個人がやるしかない。つまり組織が、つまり東京大学だとか気象学会だとか、そういう組織が地球温暖化問題で意思決定したり価値観を伴うような決定をしたりすることはやはり問題だと思う。そこで個人でやるしかないんだと、個人の集団でもいいですよ。そういうふうに彼はおっしゃってるわけです。これは科学者として当たり前のことですね。別に不思議でも何でもない、科学者ならばこういう意見を持つ。

いや、そういう科学者もいますし、学会で何らかの価値判断も含めた議論をするべきだという意見の研究者もいるかと思います。

あなたはそちらの側ですか。

そうですね。どちらかというところかもしれないです。

ここで気象学会も小池さんとか三上さんとか、そういう方々ここで発言なさってますけども、とにかく気象学会が何とかせいと、こうおっしゃるわけですね。それに対して先ほどの住さんとか、そのほかにはもう一人の方、中島さんとおっしゃったかな。中島さんというのはこういう意見ですね。温暖化でも紙上でいろいろな先生が正しいとか間違っているとか議論をやっている。そこへ気象学会が温暖化の議論はこちらが正しいという軍配を挙げることをするのはいかがなものかと思う。これ31ページですけど、こういう発言を中島さんがおっしゃってるわけです。だから中島、住派と、それから三上、小池派ですか。そういうふうに分かれてますから、科学者でもいろん

な意見を持つ方いらっしゃると思うけども、しかし組織がそういうことをするのは問題だという意見もあるということは御存じですね。

いや、だからそういう意見があるのはわかりますし、私はそういう意見よりも組織として重要でかつ社会にかつ公益という意味で意義があることであれば、学会もより積極的に意見を表明するべきだと私は思います。

だけど住さんそうおっしゃらないようですね。

住さんがどういう文脈で言ったのかはわかりませんが、そういうことを言ったのか、だからちょっと文脈がわからないので何とも言えないんですけど、この文章を見る限りそれに対してはあんまりポジティブではなかったのかなと思います。

だから住さんは5月のコメントの印刷、またはインターネット配信、それで東大の関与できる限界だと思ってらっしゃったようですね。

いや、それは違うと思います。

どういうように違うんですか。今の発言とどう整合性をとるんですか。

だから本に出そうと思っていたと思いますけれど。

いや、そうじゃなくて今の発言とどういう整合性がありますか。今の発言は、そういう組織が、東大だとか学会だとかの組織がそういうことをするのが問題だと。

気象学会で大々的に声明文を出すのと、東大のIR3Sでこういう本を出すのとはまた違うという意味なのかなと思います。気象学会と東大はまた全然違いますし。

効果は東大のほうが気象学会より大きいですけどね。

いや、それはそんなことはわかんないですね。

その程度でとめましょう。次の行きますね。その次4番目の話に移ります。時間もありませんので先進みますが。濱田被告との事実関係についてお尋ね

します。濱田被告は東大の学長であって、大学共同利用機関 I R 3 S の機構長ですね。そう理解していいですか。そういうこと知ってらっしゃいますか。そうだと。

そうですね、はい。

要するに本件の事件の最高責任者ですね。この問題での。

責任者というのはちょっとわかんないですけど。

要するにこの書物を発行すると、それで配布するということに関しての最高の責任者ですね。

すみません、その責任の定義によりますし、すべての東大から出てる書物に関して学長が責任を持つといったらかわいそうな気がしますけど。

これは東京大学の名前になってますけども、I R 3 S の機構長として。要するに東大の学長の責任、それから I R 3 S の機構長の責任と2つに分けることになるかもしれませんがね。どちらに分けても濱田さんが責任者ですね。

機構長であったということは確かだと思います。

じゃあその次です。濱田さんとの面識はありましたか。

ないです。

この書物を出版するときに濱田さんと会ってますか。

いや全然、だから1回も会ったことないです。

要するにこの本の編集責任者は明日香さんですね。そして発行の責任者は濱田さんということになるわけですが、ところでその I R 3 S でも東京大学でもいいですけども、とにかく責任は濱田さんということになるんですが、その両方の責任者は会ったことがないということですね。

はい。

そこで大学の共同利用研究機関、共同利用機関というのがありますね、この I R 3 S がそうなんですけれども。共同利用の機関というのは国立大学法人

法で設立されていて、東京大学の場合は参加大学は京都大学など4大学、それから協力機関は東洋大学など7機関で構成されている。御存じですか。

あんまりよくは知りませんでした、正直な話。

これは住さんの巻頭言に書いてあります。そこで質問になりますが、山本さんを除いて、山本さんは東京大学の大学院の学生だったということで、その山本さんを除いて本件の著者たちは東大またはこの共同利用機関 I R 3 S に属していましたか。属している人はいましたかといってもいいです。

私の勘違いかもしれませんが、東北大学って入ってませんでしたっけ。入ってません。

じゃあ入ってないですね。

今東北大は入ってませんでしたかとおっしゃるぐらいあいまいなわけですか。

いや、だから私の認識としては別に東大であろうが東北大であろうが全然関係ないという認識です。

そんなわけには、大学の世界。

裁判長

原告、東北大学は協力機関には入ってますね。

たしか何とか機関には入っています。

原告本人

構成する機関ではないですね。

はい。

そこでこの議論の29、新聞報道は間違っているという論文。これは主たる著者は明日香さんですか。

はい。

共著者は大学の学生の山本さんですか。

はい。

もう一人は新聞記者ですか。

そのときは新聞記者ですけど今はまた大学に戻って研究をしています。
そうすると山本さんは関係するのはこの新聞批判だけですね。

いや、彼はほかの分野でも非常に見識は深いですし、いろいろほかの
ところでもかかわっていますけれど。

ほかのところでコメントをしたと。

コメントってよくわからないですけど、議論には参加していますけ
ど。

要するに文章を書いたということではない。

いや、文章も書いております。

何ですか。

いろんなところに。

いろんなところって言われても。

いや、まあいろんなところで書いてますけれど。

そうですか。いろんなところじゃわからないんですが。

京都議定書のところも書いてますし、炭素循環のところも書いてありま
すし、その9項目のときにも一緒に考えましたし、いろんなところか
かわってますけれど。

この新聞記事の批判、それが東京大学の研究成果ですか。

いや、そんなふうには考えてませんけれど。

だって研究成果を出すあれでしょう。東京大学としては。

すみません、質問の意味がわからないんですが。

東京大学の研究成果ですかと聞いてんです。要するにですね、新聞報道は間
違っているというのは。

東京大学の研究成果ってわからないんですけど、オーサーは私である
ので、多分私の研究成果だと思います。

いや、新聞報道は間違っているという論文なり文章が大学の研究成果ですか。

大学なんですよ。先ほど東京大学と。

東京大学でもいいですけど。

だから東京大学とは関係ないです。関係ないというか、山本さんは東大にいたという意味では関係あるかもしれませんが、その内容はただ科学的な内容ですので、その所属、研究者が書いたものというのはどこの大学にも関係ないですし、どっかの研究成果といわれるとたまたま所属していたから成果といわれるかもしれませんが、何かちょっと言い方がおかしいかなと思います。

そうですか。そこで新聞報道は間違っているというのを研究成果とすると大変なことになりますね。そんなものが研究成果なら毎日でも論文書けますね。あの新聞はここ間違ってた、あれ間違ってたって。こんなものを研究成果と自慢できるものじゃないでしょうに。いかがですか。

それはちょっと逆に名誉棄損なような気がしますけれど。新聞学というのがありますし、いろいろ新聞の議論を分析統計的に解析してこうだという論文はあまたとあります、世の中に。

それは新聞を分析してですね。

はい。

そうじゃなくて、新聞報道は間違っているですよ。

新聞報道は間違っているというようなタイトルでもないですし、言っていることがよくわかりません。我々は新聞の記事を分析して、経時的に統計的に処理して分析してこうこうだというのを示しただけです。

統計的に処理してですか。そういうことが入れば話は別だけでも、ここで統計的に処理してんですか。この議論29です。

甲第7号証の59ページを示す

新聞記事は一貫して水位の上昇とか、そういういろんなことは書いてありますけどね。

裁判長

今ご質問になったのは、29の5の新聞の報道は間違ってるということについて、統計的な何か分析はされてますかという質問だったんじゃないんですか。

原告本人

集計しているですね。統計的なという意味はそういう意味ならそうですけども。これは集めただけの話。ここに書いてある新聞報道は間違っているというのを、あなたは学問だと思いいになりますか。この内容で。

すみません、論文の質が悪いということをおっしゃってるんですか。あなたとしてですよ。私が言うのじゃなくて、あなたはこれがまともな論文と。

私もかかわってるので、まともだと思いたいですが。ごめんなさい、この遠藤らの論文ですか、それとも明日香らの論文ですか。

ここで反論と書いた半ページちょっとの文章です。

明日香らの論文ですか、それとも。

遠藤らから始まる、多大な誤解を一般市民に与え続けてきたことも大きな問題だといえるという論文です。

それ明日香らですよ。私の書いたやつですよ。だから私はその辺異議があって書きましたが。

じゃあその次行きますね。東京大学というのは国立大学法人法の22条とか29条で業務の範囲が決められているんですね。この業務はできるという。そこでその業務を幾ら探しても、この本の発行するあれが見当たらないのです。一番関係が深いのが、研究成果の普及なんです。新聞批判の記事の掲載が東京大学の研究成果の普及と主張できるんですか。

すみません、だからこの明日香らの遠藤らに対する反論と東京大学は特には関係ないですし、かつこの懐疑論批判という本のほんの一部で

すので、それと何か東大をくっつける議論というのはよくわからないです。最初におっしゃった東大の業務範囲じゃないと言われると、じゃあ何が業務範囲かと難しいことになると思うんですけど、私はこのIR3Sが双書としてこういう版を出すことは東大の業務範囲だと思います。そこはだから解釈の違いなのかもしれません。

そうですか。これは濱田さんによく聞いてみなきゃいかん問題ですね。じゃあ次行きますね。この出版、これを出版するのに随分国費がかかっているんですね、国の費用が。ここに書いてありますのは、文部科学省科学技術振興調整費ですね。そこから印刷費として247万円、その他111万円、合計して350万を超える金額が支出されてるんですけどね。これはどう見ても原告から見れば東大または共同利用機関の研究成果ではない。要するにこれはあなた方、明日香さんたちのグループの研究成果とあると仮にしても、東京大学の起用はほとんどないんですよ。IR3Sの起用もほとんどないんですよ。しかもこういう新聞記事批判みたいなもので論文だとおっしゃるわけで。

すみません、新聞記事批判ではないです。新聞を間違えて分析した論文はその分析の仕方がおかしいということを書いた論文です。新聞は別に批判していません。

これは非常に厳しい条項でしてね、21条と29条というのは。刑事罰が科せられるんですよ。そこでこれが研究成果の普及であるかないかという問題というのは極めて大きな問題なの。そこで東京大学または共同利用機関IR3Sですか。このことについてどうしたらこの問題を解決できるとするかとすれば、やはり東京大学または参加機関の気象学者が投稿する。で、その論文がしっかり載るということで解決をできると思いますけど、そういうことの解決方法があり得るということについて明日香さんに何か濱田学長から、また機構長から提案がありましたか。

解決するというのは、私が何か。

要するに編集方針を変えろという意味です。

何からどういうふうに変えるんでしょうか。

だから新しく気象学者を入れてちゃんとした論文にしようという提案が機構長からあったか。

気象学者はたくさん入っていますし、ちゃんとした論文だと思ってま

す。そのさっきの新聞の話ではなくて全体の話だと思いますけど。

しかしあなたの論文でも、要するに東大またはIR3Sの研究者ではないですよね。

まあ所属は違いますね。

だからですよ。それを聞いてるんです。要するに東京大学またはIR3Sの気象学者がしっかりとこれに論文を出してこの本をつくったのであれば、東大の研究成果とすることができる。IR3Sの研究者が論文を書いて東大またはIR3Sの研究成果だというのなら、そりゃあこの22条、29条をクリアすることができますけどね。だからそういうふうにしたいのですがという提案はありましたか。

いや、全然ありませんですし、その何とか条の解釈もよくわかりませんし、もう一ついうと東北大学も協力機関ですか、かかわっていたかもしれませんし、かつ研究成果、その東大に所属をしている先生のものじゃないと東大のIR3Sで出しちゃいけないというのも、そういう解釈もあるかもしれませんけども、重要だと思ってこういうのを広く日本の大学の先生に書いてもらうというのもIR3Sの一つの意義だと考えれば別におかしなことではないんじゃないかなと私は思います。

疑いはあるわけですよ。そういう意味では。

疑いというのは。

今あなたがそうおっしゃったの。解釈によってはおっしゃった。したがってそういう解釈も封じるというのが注意義務なわけですよ。だから濱田さんも明日香さんも、そういう意味での注意義務があるとは考えなかったということですね。

そうですね。だからその注意というのはその義務があるかもしれませんが、また繰り返しになりますけれど、要するに東大の所属した先生がIR3Sにいなかったとしても、東北大学が協力機関であったとしても、東北大学の先生に書いてもらっちゃいけないというところまで注意することは私は必要ないと思いますし、濱田先生もそうだと思うんだと思います。

そんなこと言ってません。明日香さんがこの文集に書くことについてはいいんです。ただし、それだけでは東京大学及びIR3Sの成果ということにならないから、だからしっかりとした著者がいる。そのためには、5月から10月におくれてるわけですからね。おくれてるということもあって、もっとしっかりしてもよかったのではないんですか。それともこれで10月以上におくれると困る事情があったんですか。

いや、全然ありませんし、ですが延ばし延ばしになったのはたしかです。で、ちょっとまた同じような議論になるかもしれませんが、たとえば著者に東大の先生がいなかったとしても東大の組織として研究者を集めて、それで論文を出すということは全然学会ではおかしいことではないと思いますけれど。

研究者を集めてもう既にでき上がってるんですよ。

でき上がってるというのは。

でき上がってるものを出してるんですよ。東京大学が関与したのは3月からですから。それまでにすべてでき上がってんですよ。だから東京大学が集めてというのならIR3Sがしっかりそうやって集めてやったというのなら

とおっしゃってたんでしょけども、そうはなってないんですね。話次行きますね。そこで明日香コメントだったら私は言論の応酬ということになってしまうので名誉棄損で訴える気はありません、原告としては。原告も先ほどから何度も言ってるに、東大の出版では名誉棄損問題になる。そういうことについて濱田さんはその危険性についてどう考えたのかということをお伺いしたいんですけども、あくまで科学の範囲にとめるよう、要するにこの論文集ですけどもね。とめるようあなたに注意がありましたか。

いや、だから会ったこともないので。

会ったことなくていいですよ。文書でいいですよ。

いや、だから全然コンタクトは一切ありません。

要するにそういうような、あくまで科学の範囲にとめてくださいというような注文はなかったのですね。

私に対してはなかったですけど。だれからもないです。

だから科学の範囲にとまってないわけですね、中身の文章が。

それは議論になるところかとは思いますが。

そこです。だんだん終わりのほうに近づきますが、東京大学は国立大学法人法で設立されております準国家機関です。準国家機関に言論の自由はありませんね。それは理解されますか。

すみません、そこはよくわからないんですけど、そういうもんなんでしょうかと聞いてみようがないんですが、かつそれで何ができないかと、先ほどおっしゃりたいのはIR3Sがこういう本を出しちゃいけないということが憲法で決められてるということなんでしょうかと。

東京大学が学者を名前を挙げてあれがいけないこれがいけないなんてやることができると思いますか。

東京大学がやってるわけじゃなくて我々がやっていて。

じゃあ言論の自由の問題はまた別の機会にしましょう。そこで学問の自由の

問題です。戻るといえば戻るのですが、問題が生ずるかもしれないとあなたは考えたことがありますか。

何の問題ですか。

要するに懐疑論者に9項目の特徴を張りつける行為です。

裁判ざたになるとは思ってませんでしたけど、いろいろ議論を反論してくるかなとは思いましたが。

反論じゃなくて。学問の自由ということで。要するに東京大学が介入というのは、この人は東京大学が理解できる人です、この人は東京大学が理解できない人ですということを2つに分けることになりますよね。だからそういう種類のことを東京大学がしてもよいとお考えですか。

ちょっとよくわからないんですけど、東京大学がわかる人というのはどういう意味ですか。

東京大学が理解できる、正しいと思う人。先ほどおっしゃったですよ。気象学会の例としても、東京大学にしても気象学会にしても、組織としてこれが正しいということを書いていいんじゃないですかなどということをおっしゃるわけで。だから東京大学が正しいと評価する人と、東京大学が正しくない人评价する人2つに東京大学が分けることになるんですよ。そういうことをすることがいいことかどうかということについて、問題があるということは住さんもおっしゃってるわけだから。するとそこで濱田さんからそのことに注意するような指示がありましたか。

さっきも言いましたけど全然ありませんし、東京大学が分けるというのもちっとよくわからないですし、何らかの意見を表明すると、それが多分だから東京大学が意見を表明するということはないとは思いますが、これが出たことによって東京大学が意見を表明したというふうに解釈するのがどうかなと思います。という、ちょっとまたすみません、繰り返しの議論になりますけれど。

そこでじゃあ次行きましょう。そこで山本さんの話に移ります。山本政一郎さん。被告としておりましたけども、取り下げました。ですから今また山本政一郎さんということになります。被告ではありません。そこでこれが経歴詐称問題というのが問題になってるわけですね。要するに山本さんが5月の段階でまだ大学院学生だったから東大という名前をつけてもいいかもしれないけれども、10月にはもう離れてるわけですからね、東京大学ではないわけです。その点について先ほどからも話を聞いていると、その点についても被告からは濱田さんからは何の話もなかったわけですね。つまりそれでやろうと思うかどうかとか、それでいいのかどうか考えてくれとか、そういうことは何も聞いてないわけですね。住さんからも伝えられてないわけですね。

そうですね。かつ山本さんの経歴詐称というののもちょっとよくわかりませんし、それが問題になるとは思ってませんでしたし、今も何でそれが問題なのかよくわかりません。

じゃあ次行きますね。原告は、東京大学がこの本を出したわけです。それで、それと同じ形式で反論書を書きたいということを濱田さんに申し入れました。で、先ほどからの話を聞くと、そういうことも濱田さんからそちらに伝わってないんですね。どうしたらいいのかということを問い合わせもないんですね。

梶田先生がそういうことを、裁判の過程で要求してるとしても、濱田さんに言ったというのは。

直接、この問題起こった裁判以前の話です。要するに反論書の出版を申し入れたわけです。

甲第8号証の1・2を示す

これは9年11月10日、要するにこの本が出版されたのが10月の下旬ですから、それから10日ばかりたった。8の1号証、8の2号証とあるんですけども、出版の直後にこれと同じ本を出したいなということを出したの

ですけど、濱田さんはこれ拒否したんですけどね。

その件に関しては聞いたかもしれないですけど、あまり記憶は私は正直ないです。

だけど聞いたかもしれない。

多分聞いてないと思います。後から聞いたかもしれませんが、そのときには聞いてはないと思います。

その当時はね。それからこの問題をどう解決するかについて私と協議してくださいという手紙を私は送っているわけです。今の8の1号証から9の4号証までの4通ね。全然そういうことについてそちらには連絡がないんですね。

あんま細かくはなかったと思います。でもそういう何か手紙が来たという話は聞いたような気がします。

今度は山本さんの話にもう一度戻りますけど、山本さんはドクター論文も書いてなくて、形式的な卒業3月を越えていて、まだ大学院の学生ですけど、そういう人に東大を名乗らせることはかわいそうだとは思いませんでしたか。

別にその東大を名乗らせるという話はよくわかりませんし、ドクター論文を書いてなくても優秀な学生はたくさんいます。

それはいいとして。

いや、重要なんじゃないでしょうか。

それはいいとして、中途半端な学生であることは確かなんで、これからの問題を考えたときに気の毒だとは思いませんでしたか。東京大学と属々しくこれに書くわけですから、表紙に。

いや、全然思いませんでした。

そういうところなんかも随分配慮のない方のような気がしますが。

私ですか。

はい、そうです。

はい、すみません。

そういう意味では濱田さんもそうです。

多分違う配慮の仕方だと思いますが。

じゃあその次行きますね。今度は学問の自由の問題、先ほどの話ですけども、これは先ほど質問しましたから、くどいからやめましょうか。要するに東京大学が味方した国民と排斥した国民ができるわけです。この本によって。それは繰り返しになるからこの程度としますけどね、法のもとの平等という原則外れてると思いますけど。あなたはこの出版社はどこでもよかったとおっしゃってますね。

はい。

それは違うのではありませんか。つまり東京大学がこの書物を出すことと、それからあなたが例えば東京大学出版会からこの本を出すことでは違うと思いませんか。

結果的に、違うというか、結果的にはもちろん東京大学出版会とIR3Sで違うのは、そういう意味では違うと思うんですが、そのときの経緯からいいますとどこでもよくて、住さんから話が合ったからじゃあいいですねというので話を進めたという非常に単純なシンプルな経緯です。

例えば権威が違うのは当然ですね。東京大学という権威に支えられた書物なわけです。

だからそれはすべて東大出版なり東大から出た名前が権威で云々というのは、私個人から言えばその東大云々というよりも中身で勝負したいと思ってました。

あなたが勝負したいと言っても、この本を読む読者の話ですが。それからその次に国から資金援助が出てますね。さっき350万と言いましたけど。

はい。

あなたが東京大学出版会にやるときにはそういう援助はありませんよね。

でも多分出版援助というのはいろんな形で、科研費とかでもたしかあったと思いますが。

少しはあるかもしれない。でもそれは科研費のまた問題ということになりますが。それから配布先、配布ルートが違いますよね。

まあいろいろだと思います。だから東大のルートはあったと思いますし。

例えば東京大学は各大学の事務にこの本をまとめてごっそり送ってるんです。そしてその事務はそこの研究者にこれを配ってるわけです。もしこれを原告が発行して原告の名前で図書をつくって事務に送ったって捨てられるだけです。配ってなんかくれません。全然違うんです。そう思いませんか。

そうかもしれません。ですが。

対等じゃないんです。

逆に一般書店には出なかったの、そういう意味では配布先はちょっと偏ったかなと個人的には思ってます。

対等じゃないんです。対等にするのはやっぱり民間発行ですよ。あなたが民間で図書で出せばごっちゃんも民間で出しますよ。対等の議論が可能です。少しくらい罵詈雑言があったって、私たちは不法行為だとは言いません。つまり対等に議論できる方法があったのに対等にできる方法をとろうとしなかったのは、あなた方の注意義務違反じゃないんですか。

いや、だから先ほど言ったようにどこでもよくて、最初に声をかけてくれた東大にじゃあお願いしますと言ったまでです。そのときにはどういうルートなりどっかの出版会とどう違うとか、岩波書店とどう違うとか、どこに配られるとか、そういうのは全然考えませんでした。

じゃあ次移ります。あなた方が原告に当てはめた5項目の特徴。1番、2番、4番、7番、9番ですけど。その中に三段論法の誤謬というのがあるんです

が、あなたは原告に三段論法の誤謬があると思いますか。

あります。

誤謬がありますか。

あると思います。植田さんのということですよね。

私です。原告の私です。ここで選んだのは、この1, 2, 4, 7, 9というのは三段論法の誤謬を原告に当てたものなんですよ。つまり住さんと明日香さんが書いた文章なんです。その中に1, 2, 4, 7, 9は原告の私の話なんです。その中の一つに、特徴9, 三段論法の誤謬というのがありまして、あなたは原告に三段論法の誤謬があると思いますか。

あると思います。でも原告以外のそこに書いた。

違います。原告について聞いてるんです。

じゃああると思います。

じゃあなぜ書かないんですか。

だから住さんが書いてたと。

つまり住さんは書きましたけど、あなたは書いてない。

別に住さんが書けばいいのかなと思った次第ですけど。

住さんが書いていいものだったら、あなたが書かないのだったら、住さんが書いたものであなたが書いてるものありますよ、ほかには。

だからそれは僕がなぜすべてを書かなきゃいけないかということになるかと思いますが。

要するにあなたは書けなかったんですか、それとも書くことができるんですか。どちらですか。

いや、書くの面倒くさいと思っただけです、きっと。

面倒くさいは裁判では通用しませんよ。あなたは真実をそこでごまかしてる可能性があるから。あなたが今原告に三段論法の誤謬があるとおっしゃったんだ。だったらちゃんと証明してください。

だからそれ住さんが書いた三段論法の中の違いということは私は同じだと思います。

じゃあ同じだと。じゃあ住さんの三段論法について聞きますけど、住さんの三段論法というのは三段論法の体を成してないんですね。つまり大前提、小前提、結論、そしてそれらしきものを書いてあって、それが論理的に欠陥があると。先ほども三段論法、三段論法とおっしゃってたから、どうやら三段論法御存じないというふうに私は判断しましたが、この住さんのこれはとても三段論法とは見えません。それについてどれが大前提でどれが小前提でどれが結論か示してください。

水蒸気の話ですか、それとも炭素循環の話ですかという質問なんですけど。

住さんの陳述書を支持するとおっしゃったんですよ。

乙第9号証を示す

あなたはそうおっしゃった以上責任持ってもらわなきゃ。乙第9号証、5ページ8番です。三段論法の違いなどロジックとしても誤謬があるについて住さんはずらっと並べられたんですが、どれが大前提でどれが小前提でどれが結論らしきもの、要するにどれが大前提らしきもの、どれが小前提らしきもの、どれが結論らしきものを指摘して、そしてそれは三段論法の誤謬だと言ってください。

なかなか難しい、きれいに三段論法に変えるのは難しいと思うんですが、多分3割が選択的に海洋や森林に吸収されるという話が多分この議論ではたしか中前提だったと思うんですけど、その中前提自体が、中、小、大。

じゃあ小前提ですか。2番目の前提ですか。なので三段論法が違ってるんだと思います。多分。

どれが大。

多分結論が・・・確かに読みにくい文章だとは思いますが。

これは今あなたがやっても結論出ないんじゃないですか。つまり。

だから槌田先生たちがおっしゃってるのは、3割が選択的に海洋や森林に吸収されるというのを多分中前提に使うって。

中というのは小ですか、大ですか。

小です。小前提に使うって、例えばその滞留時間は短い、またはCO₂は関係ないという結論を出しているんだと思います。そのときの小前提での3割ということの解釈が私なり住先生と槌田先生の違うところだと思います。この3割ということに関しては、この3割が分子なのか質量なのか、そこの考え方で結論はかなり違ってきて、それをここで説明するのは多分非常に難しいんだと思うんですが、その kikulog という先ほど槌田先生が紹介した細かいインターネットで比較的科学者が議論しているブログでは、延々とこの3割の意味に関して議論が続いている状況です。ですが我々としてはその3割というのが、ちょっと細かくなりますけれど、質量として考えていて分子としては考えてはいないので、そこに関する解釈が違うということで、三段論法その小前提での前提自体が誤っているんで、三段論法自体が成り立たないというような議論をしています。

何を言ってるのかさっぱりわからなかったんですが、要するにこれはあなたの代理人の方々も悩んだとこでしてね、そういう意味でいえば準備書面でいろいろおっしゃってますが、これは本当に人泣かせですよ、この文章は。あなたも今何言ってるかわからない証言をなさった。だから私は今ここでそんなことしても答えは出ないと思うから、あなたは新しい陳述書を書いてください。この住さんのこの三段論法は誤謬であるというのが正しいと言ったんだから、この解釈をしっかりと書いたのを出示してみてください。すりかえ、すりかえの話でやってるので。あなたはこの三段論法の間違いなどロジック

として誤謬があるという住さんの陳述書、この部分について三段論法である
ということ証明する陳述書を書きますか。

あんまり書きたくないけど。正直僕は疲れるので、時間もないので書
きたくないというのがありますが、義務なんでしょうか、こういうも
のというのは。

イエスオアノー。

そういう質問でイエスかノー答えなきゃいけないもんなんでしょうか、
裁判というのは。正直書きたくないです。

仕方ないですね。要するにあなたが結論が出せなかったと。そういうこと言
ったけど何を言ってるかわからないことしか言わなかったですからね。した
がってそういうことになります。

槌田先生がわからないというのとまたそういう議論が正しいか正しく
ないかというのはまた違うと思います。あと3割の解釈が槌田先生と
ほかの人たちでは違うというのは確かだとは思いますが。

そんなこと今議論してません。

いや、それはすごく重要なポイントだと思いますけど。

こっちが問うたことだけ答えてください。じゃあ次行きます。あなたは特徴
4、それから特徴7、この2つについて原告は間違ってると言ってるんです
ね。しかし先ほど私は証言しましたけども、定性的にとどまるという部分で、
水蒸気の効果ですが。住証言の乙の9。明日香さんも言ってらっしゃったと
思いますけども、水蒸気の効果固定すれば二酸化炭素で効果が出るのは当
たり前だというのはお認めになりますか。

いや、僕はだから水蒸気の効果固定したような計算はしていないと
思いますので、そこの議論は違うんじゃないかなと思いますが、ここ
でやると多分わからない議論なのかなと思います。

次行きますね。時間的、空間的。原告は近い将来の寒冷化を論じたこと

はありますよ。ですけども、明日香さんは数万年後の寒冷化を論じて原告が間違ってると言ってるんですけども、原告の発言を取り違えてませんか。

いや、逆にそこは僕も質問したかったんですけど、その寒冷化というのはどの程度の寒冷化なのかと。

程度の話じゃありません。

いや、程度は大きいと思うんですが。で、かつこれから寒冷化起きるということをおっしゃってると思うんですけど、その科学的な証拠というのはどこにあるんでしょうか。よくわからないんですが。

それから空間的に行きますね。空間的についてあなたは代表例も挙げなかったんですよ。きょうも何か空間的な話をしていますけど、原告に関係ありませんね。

じゃあそれは関係ないかもしれないです。

ということは原告に関係ない話ですね。

その9項目は何回も言いますけれど槌田先生だけの異論に対して行ったものではないし、一般的に懐疑論者を類型化したものであって、槌田先生が議論していないものに対しても議論してるとは思います。それは確かだと思います。

それから住被告がそのほかに原告が間違ってるといって提起してるのは、特徴の1と特徴の2、誤解、曲解というのが特徴の1、考慮してないが特徴の2。これについてはあなたは何も話してませんから、つまり問題となるのは結局のところ先ほどの三段論法の誤謬だけなんですよね。そうするとそこについてあなたが意見を述べるのは嫌だと言ったのが先ほどの答えですけども、それで話は済むとお考えなんですか。

それは炭素循環に関して。

そうじゃない、三段論法。

でもその三段云々というのは炭素循環の話なので。

もとに戻して。

じゃないですか。ということですよね。

だから問題というのは、曲解、誤解とか考慮してないとかというのは原告に張りつけてないわけですよ、あなたはね。

いや、張りつけてるところはあるかとは思いますが。

それで張りつけたのは定性的にとどまると時間的空間の話なんですけども、あなたは定性的にとどまるについては先ほど意見を述べられました。私とは意見が違います。まあ意見の違いということになりますかね。それなのに原告の間違いの特徴とは何ですかということがここで定性の4についてあるわけです。要するに意見の違いなら意見の違いですよ。そうでしょう。

はい。

特徴じゃないでしょう。

まあそうです。だから何回も言いますように9項目に関しては樋田先生個人に対して批判したとかそういうものでもありませんし、樋田先生以外の議論に対しても適応可能な最小公倍数的なものを書いただけです。

そういうことで特徴4も特徴7も特徴1も特徴2もあなたにとっては別に問題としないことになるんですが、三段論法の誤謬だけこだわられたんですよ。だから私はそれについてあなたはこの住さんの言ったことが正しいということとを陳述書を書く気があるかといったら、それも嫌だとおっしゃった。

三段論法というのはだからすべてに当てはまって、空間的なスケール、時間的なスケールの間違いというのも結局三段論法の間違いだと思うんですね。だからそういう意味では別に三段論法はずっと使ってますし、そういう意味では三段論法というのはすべてに包括的に関与するものだとは思いますが。

何でもかんでも三段論法の間違いだとおっしゃるんですか。

ロジックというのは多分三段論法というのは非常に、多くのロジックは三段論法だと思いますけれど。間違っているものも多くあると思いますけど。

だったら書けるじゃないですか。書いたらどうですか。先ほどの証言を撤回なさったら。

だから多分。

書けないからでしょう。

そんなことはないですけど、僕の正直な話をいうとすべて槌田先生に今まではいいいと言ってきちゃったのでここまで何かなったんです。で、ちょっと疲れるなど。あとその3割の解釈に関しては非常に、本当にちゃんと書くとなると多分書物を1冊ぐらい書けるようなものですので、そこまで僕がやるのはどうかなというのが正直なところなんです。でも多分ブログの、kikulog ですか。ブログのところで炭素循環、その3割に関しては延々と多分1カ月ぐらいずっと議論してますので、それを読んでいただければわかるかと思いますが。

質問は、先ほどの三段論法の誤謬です。三段論法の誤謬についての住発言を支持するという陳述書を書くのか書かないのかどちらですかということで、書きたくないというのは維持されるんですね。

そうやって書かせたいようなので。

はい、そうですよ。

じゃあ半ページでよかったら書きます。それでいいでしょうか。

はい、じゃあ書いてください。じゃあそれしましょう。その次です。今度は9項目をみんなで合議して書いたとおっしゃいましたね。

はい。

そのとき出たのは先ほどあなたの主尋問で発言された何項目かの議論ということになるわけですね。5項目、1、4、7、8、9についてあなたが言わ

れたこと、すべて原告に関係ない問題。ということは、原告のことを。

原告に関係ないかどうかはまたあれですが。

それを9項目をつくったときの何か選んだ基準があるでしょう。それはどういう基準で選んだんですか。

先ほども言ったように、ちまたに流れている懐疑論を類型化しただけです。

ちまたのね。じゃあ少なくともこの本の著者とは関係ないとおっしゃるわけですか。

著者というのは。

甲第7号証で名指しされてる著者たちと。

著者というのは我々であって。

だからこの相手方。要するに相手方とは関係ないとおっしゃるんですか。

いや、関係あるとは思います。

そうですか。ただし先ほどの私には関係なかったですね、あなたの言われたのは。

だから一部関係あったとは僕は思いますし、水素のところも炭素循環のところも関係あったと思いますが。

ともかくみんなが言ったことを片っ端から書いてある9項目になっちゃったと、こういうことですか。

まあそうですね。

その次ですがね、この12名というのは懐疑論者12名を名指ししたわけですけども、この名指しした12名はどのような判断基準で12名つくったんですか。

我々のアンテナに引っかかったというだけです。

手当たり次第。

手当たり次第というのがよくわからないんですが、書物なりペーパー

を出したり発言をしてる方を集めました。

そこで、この薬師院教授ですけど、名前だけ挙がってますけど、この中では一切関係ないですね。この本の中に。彼にとっては全く失礼な話ですよ。

多分その京都議定書絡みの第4章とか5章とかそこら辺にたしか書いてありませんでしたっけ。彼の議論に関しては。

あるはずですか。

と僕は思いますけど。

何章ですか。

それは多分僕が書いたところなので。

議論何番ですか。

だから3章以外のところは僕が書いたので、多分4章か5章ぐらいの京都議定書云々とかそういうところで書いたような気がしますけど、それは僕の間違いかもしれません。でも、薬師院さんは彼の著書の中でたしかそういう京都議定書云々とか温暖化に関しては否定的な議論をしていたので、彼にそこで名前を入れたことに関しては僕はおかしかったとは思いませんけど。

じゃあその次ですけども、この問題でいろいろ問題があるということは住さんは御存じなわけですよ。そこで住さんの言われることでやってれば、住さんはそれを東大で発表されなかったのですけれども、議論には持ち出さなかったとおっしゃって、東大で決めたことというから、東大の濱田さんたちの動きに圧倒されてそういうことになったのでしょうかね。

いや、そこはちょっと違うと思いますが。

何が違うんですか。

だから住さんはこの本を出そうと思っていたと思いますので、出そうと思っていたなかったという判断はちょっと違うのかなと思います。

住さんに聞かなきゃわからないということですね、直接ね。

かもしれないですね。でも多分樋田さんおっしゃってるこの本を出す
ことと。

ともかく問題を名誉棄損だとか何とかという不法行為事件にしないようにする
努力ですか。それは原告側にもあるし被告側にもあるわけですよ。そういう
努力をしても努力のしがいが無かったら裁判になって裁判所のご厄介になる
ことになるんです。そういうことにならないように努力をしたという形が
この明日香さんにしろ、それから濱田さんにしろ見えないのです。唯一見える
のは住さんなんですよ。そうするとあなた方はなぜそういうふうに、これ
が問題になるようにしない努力をしなかったのか。東大でこういう書物を発
行しないようにしようと努力しなかったのか。それはこれを発行しろと命令
したのは小宮山さんかもしれんけども、小宮山さんはもういらっしゃらない
人なんだしね。なぜそういうことをしなかったのかというのを伺いたい。

それはちょっとその議論が錯綜して転倒して思うんですが、我々
はだから別に問題になるとは思わなかったから出したんであって、問
題にする人がこういう裁判を起こしているんでしょうけれど、それは
その人のことを予想して我々が事前に裁判になるかもしれないからこ
の本を出さないという判断はそんなときにはできないし、普通はしない
んじゃないのかなと思います。

そうですかね。他人を侮辱したりなんかするときに、これは将来どんな問題
になるかとだれもが考えるんですけどね。

他人を侮辱とは考えてはいないです。

ということは注意義務違反ということになりますけども、最後に行きます。
先ほども原告の証言で言いましたけれど、その話に基づきますが、原告の主
張は事実に基づいているのです。先ほどの2つの波、それが気温のほうで、
それからCO₂濃度よりも先行する、1年早くなるということで、気温が原因
でCO₂濃度の増加は結果だということを言っていたのですが、それから後、

原告の協力者、近藤さんと私とで新しい事実を発見しました。それは気象学会にも提出したのですが、没になりました。で、物理学会に提出した文は通りました。

甲第22号証の図3を拡大したものを示す（これを本調書末尾に添付した）

それは見ていただければ明らかだと思いますけれども、非常にきれいに2つの曲線は重なってるわけです。平均気温の変化、気温そのものの変化ですよ。それと大気中CO₂濃度の変化率、これは読みかえますと大気中の1年間でどれだけCO₂が増えたかという量です。微分量で、変化率ですから1年間の量です。それとがしっかりと合ってるんです。つまりこのことから言える結論は、世界的平均気温がその年のCO₂濃度の増加量を決めるという相関関係があるんだという事実を私どもは見つけたのですよ。こういう事実に対してあなた方はやはり耳を傾けるべきだと思いますけれども、いかがですか。

耳を傾けて、その分をちゃんと耳を傾けてこれはおかしいというような議論をその本の中でやっているつもりではありますが。

それとは違います。これは新しい、この裁判の後の話です。発表する年は年数がそこに書いてあるでしょう。だからこの裁判中の出来事です。つまり私どもの言ってることに関して、こういうのが出てもこの事実に対して何の反論もありません。これは事実ですからね、共通のデータに基づいてつくってるものです。ですからそのデータを使う限りこれが出るんですよ。だからそういうことについてあなた方は一向に配慮しようとせず、特に。

裁判長

ちょっと待ってください。そもそもこの論文は御存じなんですか。

いや、知らないです。

この図3という、こういう分析がされているということは御存じですか。

いや、知らないですし、でも多分想像するに我々が、樋田さん前からずっとおっしゃってるあるデータセットを使ってCO₂と温度の相関

関係がどうだこうだという議論の延長なのかと思っております。で、我々の反論でも書いたと思うんですけど、こういうのはいろんな処理をすればこういうふうには出るんですね。その解釈というのは植田先生のおっしゃるような解釈もありますし、我々の申し上げている解釈もあると思います。ですがそこは、その分はかなり細かく我々のペーパーで議論しているつもりです。そこに関してここで多分議論してもらちが明かないと僕は思いますけど。

原告本人

議論したいのではないのです。これは事実なんです。この事実について解釈じゃないんです。事実なんです。つまりそういうことに関してCO₂温暖化の人たちは全然配慮しようとしません。それでは科学はだめになります。その点をしっかりと理解していただきと思うのです。以上終わります。

齊藤裁判官

甲第7号証を示す

共著であるというふうに被告明日香は言われていて、幾つかご自身のお名前を出されてるところもあって、ほかのところは基本的には名前がないと。先ほど来原告が問題にされてるように、みんな共著ということであればなぜ逆にあえてお一人のところはお一人で書かれたんですか。

京都議定書が公平化不公平化というのはかなり価値観にかかわるところなんですね。それとやはりサイエンスの温度が上がってる上がっていないというのはレベルの違う話ですので、そこはあえて分けました。で、京都議定書に関してはいろんな日本が不公平だとかそういう議論もありますし、そういうふうに思ってるこの中のメンバーもいるかと思いますが。なのでここはじゃあ私の個人の意見ということで出しましょうということで私の名前だけにしました。ですがほかのところはどちらかというと温暖化してるしてないというのは私でもわかる話です

し、それはちゃんとある程度調べれば、そのような研究マインドのある人がいればできる、少なくとも意見が分かれるという話ではないので共著、ほかのところもそうなんですけれど、そこは共著にしました。だからどっちかと単純に言えば社会制度的なことに対する評価というのは個人の価値観が入るかと思えますけれど、ほかの自然科学的な槌田先生がおっしゃったような事実ということに関しては特に意見の相違はないので共著ということにしました。

代表的な論者として原告含む12名が挙げられてますけど、批判の対象となっているのは論者なんですか、それとも議論なんですか。

議論のつもりです。

議論のつもりでその議論の論理構造であるとか、あるいはその前提とした事実への評価とかを問題にしたということですか。

そうですね。

原告も問題にしていたようにコメントの中では自信過剰であるとか被害妄想であるとかといった言辭も見られるようなんですが、それは議論に対する批判なんですか。

だからそこを名誉棄損というふうにおっしゃるんだったら、特に別に槌田先生に対して言ったわけではないんですが、一般的な懐疑論者の議論に対して感情と憤りみたいなのを持っているのは確かだと思います。そこでそういう文章になったんだと思います。ですがそれも多分、それともうかたしか後書きでそういうところを私が書いた、で、そういうような文章をたしか書いたんでしたっけ。そんなような位置づけだと思いますので、私も含めてということですけど、特定の、槌田さんがおっしゃったように、個人に罵詈雑言を与えるというような意味合いでは書いたつもりはないです。

篠田裁判官

この甲第7号証ですね、地球温暖化懐疑論批判と。そのうち中身の第3章ですね、温暖化問題の科学的基礎。この部分はこの執筆者10人の全員で分担して執筆したというふうに書いてあるんですけども、その具体的な手順を教えてくださいませんか。例えばまず最初にみんなが集まって議論の洗い出しをして、だれが何を執筆するのかを分担したとか、全体の編集方針をどう決めたとか、あるいはそういったことを決めずに10人がめいめい勝手に原稿を書いて持ち寄った上で議論したとか、その具体的な執筆作業を教えてください。

イシューによってまた違うんですね。単純なのは既に私が書いたやつもありますので、いろんな人が書いたやつがありますので、それに関してはその原稿をもとに手を入れたと。ですが全然我々が関係していない、まだ対応していないイシューに関しては例えば専門家に聞いてだれかが中心に原稿を書いて、それに対してまたみんなで議論したということです。なので厳密にみんなが集まってということはほとんどやっていませんし、基本的にはメールベースでやっています。ですがもとのやつが私のコメントというのは幾つかありますので、それに付け足したというようなやり方です。

その執筆の過程で10人の中で意見が食い違ったとか、そういったことはなかったんですか。

特に大きなのはなかったです。ですが例えばこういう論文もありますよとか、これに対してはこういうこんな反論がここに書いてありますよとか、そういうような情報はみんなからももらいました。なのでそういう意味でもみんなで書いたということです。

甲第7号証の目次に書いてあるページと本文のページ数が途中から微妙にずれてくるんですけども。これもその執筆者間での全体的な統一がとれてなかったからということなんですか。

いや、そういうことではなくて単純なミスだと思いますし、私も初めて知りました。出版社のミスだと思います。

これが私の最後の質問ですけども、先ほど三段論法ということでさんざん議論になってましたけども、あなたや住さんは原告が採用している三段論法が間違っていると考えている立場なので、原告が考えてる三段論法は何かということとはなかなか、要するにあなたのロジックとは違うわけですね。だから言いにくいかもしれませんが、こういうことですかね。あなたの三段論法じゃなくて、あなたや住さんから、原告はこういう三段論法をとってるだろうと。そういうのはこういうことですか、という質問です。いいですか。大前提として、人間活動によって放出されたCO₂のうち約3割が海洋や森林に吸収される。あるいは大気中に長期間とどまらない。そういったことが大前提にあり、小前提で、したがって大気に残存するのは3.33年分の放出量しかない。あるいはCO₂はそれ以上増えない。だからCO₂は温暖化の原因ではない。そういう三段論法を原告はとっているとあなたや住さんが考えて、その大前提または小前提に異論を唱えてると、そういう構造なんでしょうか。

はい、そういう構造だと思います。きれいに言っていてありがとうございます。ですが追加、捕捉してもよろしいですか。だからそのときの3.33年という計算の仕方と、かつ3割ということの解釈によって3.33年の意味がまた違ってきます。という話で延々と続くという状況です。

原告本人

今の場合にしっかりと引用してくださいね。文章の引用。住さんのこの三段論法の誤謬という文章は引用がでたらめなんです。勝手に原告がこういうことを言ってるを書いて、それでしかもその上でそれがすりかえているという論議なんですね。だからすりかえをもって三段論法と言ってるわけですが、

しっかりと引用して話をしていただかないと三段論法の違いということにならないと思いますが、いかがですか。

しっかりと引用するのは重要だとは思いますが、ですが基本的に今おっしゃったような三段論法でして、かつ何回も言いますけれど、ロジックの違いも、大前提、小前提で、例えば全称命題か全称命題じゃないかという違いもありますし、そもそもそれぞれの大前提、中前提における命題が間違ってるというような間違いも三段論法にはあります。そこはいいんですけど、まあ半ページ書けということなので書きます。

以 上

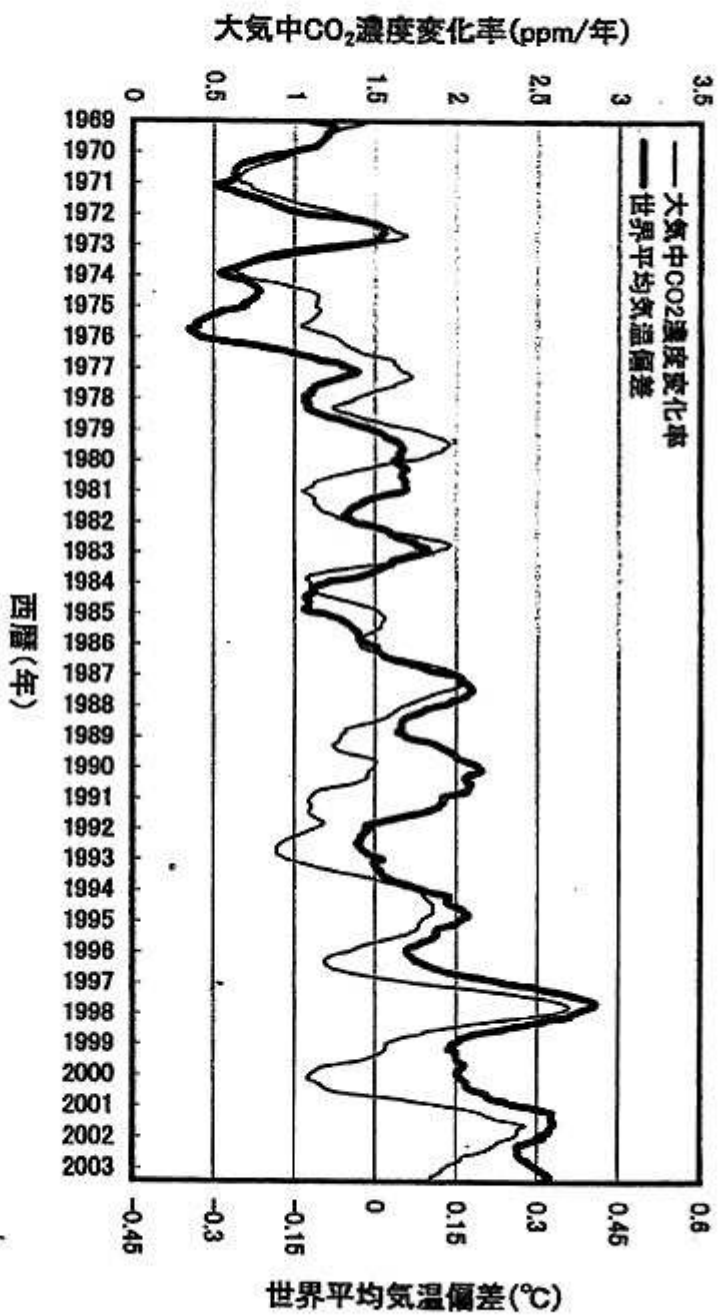


図 3 世界平均気温偏差 (°C) と大気中 CO₂ 濃度の変化率 (ppm/年). 基礎データは図 2 と同じ.